



福岡医発第 3367 号 (地)
令和 7 年 3 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

麻疹及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記に係る通知 2 件がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、麻疹及び風しんの定期予防接種（以下、「定期接種」という）に使用される乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン（MR ワクチン）について、一部の自治体および医療機関において供給が十分に行き届いていないとの報告があること、また、これまで接種を受けていない対象者による短期間の駆け込み需要の増加により、接種体制の確保が困難となる可能性があることを踏まえ、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者（第 1 期、第 2 期、第 5 期）に関する 4 月以降の取扱いが示されました。具体的には、ワクチンの供給状況や地域ごとの偏在により、対象期間内に定期接種を受けられなかった者に対し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間、接種対象期間を超えて接種を実施することが可能とされています。

また、風しん第 5 期の接種期間が延長になったことに伴い、貴会におかれましても管轄市町村と接種実施に向けた協議が進められていることと存じますが、MR 5 期及び風しん第 5 期の予防接種については、福岡県定期予防接種広域接種業務の対象予防接種として追加予定であることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 工藤嘉公
会長 島田昇二郎

日医発第 2120 号（健Ⅱ）
令和 7 年 3 月 12 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

今般、厚生労働省より本会に対し、標記の事務連絡がなされ周知、協力方依頼がありました。

本事務連絡は、麻しん及び風しんの定期の予防接種（定期接種）に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）について、一部の自治体及び医療機関において、供給が行き届いていない旨の報告を受けていること、これまで接種を受けられていない対象者による短期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難な場合もあり得ることから、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者（第 1 期、第 2 期、第 5 期）の 4 月以降の取扱い等が示されたものです。

なお、「風しんの抗体検査及び第 5 期の定期接種に係る委託契約」（集合契約）は、令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。令和 7 年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約となりますが、詳細は厚生労働省より別途通知予定です。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知及び協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 11 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻疹及び風疹の定期の予防接種に係る対応について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、麻疹及び風疹の定期の予防接種に係る対応について、別添のとおり各自治体宛て事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴会会員に対する周知についても、御協力いただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 11 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻疹及び風疹の定期の予防接種に係る対応について

現在、麻疹及び風疹の定期の予防接種（以下「定期接種」という。）に使用されている乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）については、「乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチンの今後の供給見通し等について」（令和 6 年 12 月 12 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡。以下「供給見通し事務連絡」という。）において、武田薬品工業株式会社の MR ワクチンの出荷停止の継続を受け、第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会による前倒し出荷等が引き続き行われることにより、例年と同程度の供給量が確保される見込みである旨をお知らせしています。

また、供給見通し事務連絡に記載のとおり、厚生労働省においては、MR ワクチンの安定的な供給の確保や定期接種の確実な実施の観点から、各製造販売業者に対し、定期接種を実施する医療機関への供給等を優先する依頼を行うなど、MR ワクチンの流通改善に向けた取組を進めており、各自治体においても管内地域の適切な供給確保に御協力いただいていると承知しています。

他方で、一部の自治体及び医療機関においてなお、MR ワクチンの供給が行き届いていない旨の報告を受けていること、これまで接種を受けられていない対象者による短期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難な場合もあり得ることから、下記のとおり、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等をお示ししますので、特段の御配慮をいただき、円滑な定期接種の実施のため必要な対応を講じていただくようお願いします。

記

1. 接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱いについて

麻疹及び風疹の定期接種は、第 1 期（生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者）、第 2 期（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）に加え、令

和 6 年度末までの追加的措置として、第 5 期（昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分な方）に該当する方に対して接種を行うこととされているところ、期間内に接種を受けられない、又は受けられなかった者が見込まれることから、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「令」という。）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「規則」という。）第 2 条の 8 第 4 号に基づき、下記の（１）及び（２）のとおり接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

（１）考え方について

現在、供給見通し事務連絡に記載の取組等を通じて、MR ワクチンの安定供給が図られてはいるものの、

- ・ 一部地域において、接種者のもとにワクチンが届くまでの供給の接続が上手くいっておらず、局地的かつ一時的に大幅なワクチンの偏在等が生じていること
- ・ それに起因して、当該地域では、接種が各年代とも後ろ倒しになっている現状があり、他方で、接種体制には限界があることから、一定程度、年度内に接種を受けられない者がいると見込まれること

から、今般、規則第 2 条の 8 第 4 号に規定する「災害、令第 3 条第 2 項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由」に該当するものとし、当該事由により接種対象期間内に定期接種を受けられなかった者については、令第 3 条第 1 項に規定する時期を超えた場合であっても、麻しん及び風しんの定期接種を実施して差し支えないこととします。

【対象者について】

第 1 期	令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 2 期	令和 6 年度における第 2 期の対象者（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 5 期	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和 7 年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

（２）対象となる場合の接種可能期間について

今般のMRワクチンの偏在や供給の課題については、厚生労働省から、製造販売業者及び卸売販売業者に対して不足を訴えている自治体や医療機関に対するワクチンの配送を依頼する等の対応をとることで改善に向かっていること、接種体制の限界については、令和６年度末で接種対象期間が終了することに起因していることから、令第３条第２項に規定する「特別の事情」は令和６年度末まで（令和７年３月３１日まで）で解消が見込まれるため、令第３条第２項の規定に基づき、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととします。

２．麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（再周知）

現時点において、各製造販売業者から卸売販売業者への継続的な出荷が行われており、卸売販売業者から医療機関等への適切な量の発注に応じた対応が可能である旨の報告を受けていますので、今般、接種対象期間が延長されることも踏まえ、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（依頼）」（令和６年１２月２６日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）にて周知のとおり、麻しん及び風しんの流行予防等の観点から、定期接種の対象者であって接種を受けていない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いいたします。

３．MRワクチンの安定供給について（再周知）

定期接種を希望する方が適切に接種できる数量のワクチンが順次供給される予定ですが、ワクチンの偏在を防ぎ安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、引き続き、供給見通し事務連絡記載の留意事項について、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対して周知徹底いただくようお願いいたします。

以上

日医発第 2121 号（健Ⅱ）
令和 7 年 3 月 13 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

風しん第 5 期に係る対応について

今般、厚生労働省より本会に対し、標記の事務連絡がなされ周知、協力方依頼がありました。

令和 6 年度末をもって風しんの追加的対策は終了予定ですが、「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」（令和 7 年 3 月 12 日付日医発第 2120 号（健Ⅱ））をもって貴会宛ご連絡のとおり、ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった対象者について、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないことを案内したところです。

本事務連絡は、今般、追加的対策の終了に伴う疑義解釈が示されたものです。

なお、「風しんの抗体検査及び第 5 期の定期接種に係る委託契約」（集合契約）は、令和 7 年 3 月 31 日までであり、令和 7 年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約に基づき、通常の定期接種と同様の請求支払手続きが想定されていることが、今般厚生労働省より示されました。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知及び協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【本件に 関する問合せ先】

通知「風しん第 5 期に係る対応について」及び「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」の問合せは、厚生労働省へメールにてお願いします。

- | |
|---|
| <p>○ <u>風しんの追加的対策（風しん 5 期）に係る委託契約等の手続や抗体検査について</u>
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
メールアドレス：fushin@mhlw.go.jp</p> <p>○ <u>ワクチンの供給状況、麻しん及び風しんの定期接種期間延長について</u>
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp</p> |
|---|

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 3 日

公益社団法人日本医師会御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

風しん第 5 期に係る対応について

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。今般、風しん第 5 期に係る対応について、別添のとおり各自治体宛て事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴会会員に対する周知についても、御協力いただきますようお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

「風しん第 5 期に係る対応について」（令和 7 年 3 月 1 3 日付け健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課連名事務連絡）及び同事務連絡の別紙として添付されている「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」（令和 7 年 3 月 11 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）についての問合せ先は下記のとおりです。

- 風しんの追加的対策（風しん 5 期）に係る委託契約等の手続や抗体検査について
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
メールアドレス：fushin@mhlw.go.jp
- ワクチンの供給状況、麻しん及び風しんの定期接種期間延長について
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

風しん第 5 期に係る対応について

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 6 年度末をもって風しんの追加的対策は終了予定ですが、別紙「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」（令和 7 年 3 月 11 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「予防接種事務連絡」という。）において、ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった対象者について、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 2 条の 8 第 4 号に基づき、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないことをお示したところです。

今般、追加的対策の終了に伴い、また、予防接種事務連絡により示す内容との関係に係る疑義解釈を下記のとおりお知らせいたします。

なお、都道府県におかれましては、本内容を管内市区町村に周知いただくとともに、市区町村から域内にある実施機関に対して、本内容を周知いただくよう、お願いいたします。

記

問 1. 「令和 6 年度末までに抗体検査を実施した」とは、風しんの抗体検査を令和 6 年度中に実施していれば検査結果の通知が令和 7 年度以降になっても差し支えないということか。
また、集合契約に基づくクーポン券を利用した抗体検査の実施に限るか。

（答）「予防接種事務連絡」に記載のとおり、今般の接種対象期間を超えた接種については、乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の偏在等により接種をできなかった方への措置であり、このため、風しんの追加的対策の事業実施期間である令和 6 年度末までに、抗体検査を実施の上、その抗体が不十分であった者を対象としております。

この「抗体検査を実施した」というのは、抗体検査の受診が令和7年3月 31 日までであれば、結果の通知が令和7年度以降となっても、接種対象期間を超えた接種の対象として差し支えありません。また、令和6年度中に実施される抗体検査であれば、特定感染症等検査事業による検査、任意での検査等、集合契約に基づく検査以外でも適用可能です。

問2. 令和7年度以降に、接種対象期間を超えた接種を実施する場合、予防接種に係る医療機関との契約を結び直す必要があるか。また、これは「風しんの追加的対策」の延長とは異なるという理解でよいのか。

(答) 今般の接種対象期間を超えた接種については、MRワクチンの偏在等により接種をできなかった方への措置であり、風しんの追加的対策の延長とは異なります。具体的には、予防接種事務連絡をご覧ください。

なお、「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種に係る委託契約」(以下「集合契約」という。)は令和7年3月 31 日までとなっているため、令和7年度以降に接種対象期間を超えた接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約に基づき、通常の定期接種と同様の請求支払手続を想定しています。

また、令和7年3月までに実施された予防接種は集合契約の範囲内となります。この場合の集合契約に基づく費用請求については、令和7年4月以降も「令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について(協力依頼)」(令和6年9月 20 日付け健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課連名事務連絡)」でお示ししたとおり、各市区町村で請求の受理・支払い事務进行处理していただくこととなりますので、ご注意ください。

以上

<別紙>

- ・ 「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」(令和7年3月 11 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 11 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

現在、麻しん及び風しんの定期の予防接種（以下「定期接種」という。）に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について」（令和 6 年 12 月 12 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡。以下「供給見通し事務連絡」という。）において、武田薬品工業株式会社の MR ワクチンの出荷停止の継続を受け、第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会による前倒し出荷等が引き続き行われることにより、例年と同程度の供給量が確保される見込みである旨をお知らせしています。

また、供給見通し事務連絡に記載のとおり、厚生労働省においては、MR ワクチンの安定的な供給の確保や定期接種の確実な実施の観点から、各製造販売業者に対し、定期接種を実施する医療機関への供給等を優先する依頼を行うなど、MR ワクチンの流通改善に向けた取組を進めており、各自治体においても管内地域の適切な供給確保に御協力いただいていると承知しています。

他方で、一部の自治体及び医療機関においてなお、MR ワクチンの供給が行き届いていない旨の報告を受けていること、これまで接種を受けられていない対象者による短期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難な場合もあり得ることから、下記のとおり、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等をお示ししますので、特段の御配慮をいただき、円滑な定期接種の実施のため必要な対応を講じていただくようお願いします。

記

1. 接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱いについて

麻しん及び風しんの定期接種は、第 1 期（生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者）、第 2 期（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）に加え、令

和 6 年度末までの追加的措置として、第 5 期（昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分な方）に該当する方に対して接種を行うこととされているところ、期間内に接種を受けられない、又は受けられなかった者が見込まれることから、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「令」という。）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「規則」という。）第 2 条の 8 第 4 号に基づき、下記の（１）及び（２）のとおり接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

（１）考え方について

現在、供給見通し事務連絡に記載の取組等を通じて、MR ワクチンの安定供給が図られてはいるものの、

- ・ 一部地域において、接種者のもとにワクチンが届くまでの供給の接続が上手くいっておらず、局地的かつ一時的に大幅なワクチンの偏在等が生じていること
- ・ それに起因して、当該地域では、接種が各年代とも後ろ倒しになっている現状があり、他方で、接種体制には限界があることから、一定程度、年度内に接種を受けられない者がいると見込まれること

から、今般、規則第 2 条の 8 第 4 号に規定する「災害、令第 3 条第 2 項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由」に該当するものとし、当該事由により接種対象期間内に定期接種を受けられなかった者については、令第 3 条第 1 項に規定する時期を超えた場合であっても、麻しん及び風しんの定期接種を実施して差し支えないこととします。

【対象者について】

第 1 期	令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 2 期	令和 6 年度における第 2 期の対象者（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 5 期	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和 7 年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

（２）対象となる場合の接種可能期間について

今般のMRワクチンの偏在や供給の課題については、厚生労働省から、製造販売業者及び卸売販売業者に対して不足を訴えている自治体や医療機関に対するワクチンの配送を依頼する等の対応をとることで改善に向かっていること、接種体制の限界については、令和６年度末で接種対象期間が終了することに起因していることから、令第３条第２項に規定する「特別の事情」は令和６年度末まで（令和７年３月３１日まで）で解消が見込まれるため、令第３条第２項の規定に基づき、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととします。

２．麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（再周知）

現時点において、各製造販売業者から卸売販売業者への継続的な出荷が行われており、卸売販売業者から医療機関等への適切な量の発注に応じた対応が可能である旨の報告を受けていますので、今般、接種対象期間が延長されることも踏まえ、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（依頼）」（令和６年１２月２６日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）にて周知のとおり、麻しん及び風しんの流行予防等の観点から、定期接種の対象者であって接種を受けていない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いいたします。

３．MRワクチンの安定供給について（再周知）

定期接種を希望する方が適切に接種できる数量のワクチンが順次供給される予定ですが、ワクチンの偏在を防ぎ安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、引き続き、供給見通し事務連絡記載の留意事項について、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対して周知徹底いただくようお願いいたします。

以上